

令和7年11月6日

更生債権者・更生担保権者 各位

更生会社 中川企画建設株式会社
管財人 弁護士 高木 大地

債権届出期限に関するお知らせ

更生会社中川企画建設株式会社の会社更生手続(大阪地方裁判所令和7年(ミ)第3号)につきまして、大阪地方裁判所からの令和7年10月20日付け更生手続開始決定により、債権者の皆様から更生債権等のお届出をいただく期間の末日が令和7年11月20日と定められております。

本日現在、債権についてまだお届出いただいていない皆様方は、ご多忙中恐縮ですが、上記期日(必着)までに下記送付先宛てに更生債権届出書・更生担保権届出書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、本更生手続へのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

敬具

<送付先>

〒541-0041

大阪府中央区北浜二丁目5番23号 小寺プラザ12階

弁護士法人関西法律特許事務所 更生会社管財人高木大地気付

大阪地方裁判所令和7年(ミ)第3号事件書類受領事務担当